

外国人英語指導講師（ALT）派遣業務に係るプロポーザル実施要領

1. 概要

外国人英語指導講師（以下「ALT」とする）を小学校外国語活動・外国語科、中学校外国語科の指導に従事させることにより、児童生徒の外国語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに外国語教育及び国際理解教育の充実に資することを目的とする。町内の全にこにこ園・小・中学校に計画的に派遣するALTについて、候補事業者の知識、技能、経験等を見極め、本事業に適した業者を選考する。

2. 業務概要

(1) 業務名

外国人英語指導講師（ALT）派遣業務

(2) 業務内容

令和8年度からの外国人英語指導講師（ALT）派遣業務仕様書による

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年契約）

3. 参加資格

- (1) 令和5年度以降、岡山県内の公立学校において当該業務での実績を有し、確実に業務の履行及び継続ができること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）もしくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく申し立てをしておらず、同法の適用を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4に該当しないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定によるもの）に該当しない者であること。又は、暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者が経営、運営に関係しないこと。
- (5) 和気町内に事務所・事業所等を有する者、又は有しない者であっても、和気町の求めに応じて来訪することが可能であること。
- (6) 契約締結後も和気町教育委員会と情報を共有し、最適な関係を構築できること。

4. 予算限度額

96,000千円（税込み）

5. 選定スケジュール

令和7年 9月24日（水）	プロポーザル実施の公表
令和7年10月15日（水）	参加表明書兼誓約書、質問書の受付締切
令和7年11月 5日（水）	企画提案書等の提出締切
令和7年11月12日（水）	プレゼンテーション
令和7年11月19日（水）	受託候補者選定結果の通知

※都合によりスケジュールが変更となる場合は、参加事業者に連絡します。

6. 提案手続きに関する事項

(1) 提出書類

① 参加表明書兼誓約書（様式1）

- 添付書類
- ア 履歴事項全部証明書
 - イ 計算書類（貸借対照表、損益計算書）
 - ウ 国税（法人税及び消費税）に係る納税証明書（令和6年度）
 - エ 本店所在地の都道府県税に係る納税証明書（令和6年度）
（法人都道府県民税、事業税及び不動産取得税）
 - オ 本店所在地の市町村民税に係る納税証明書（令和6年度）
（法人市町村民税、固定資産税及び都市計画税）
 - カ 役務経歴書（令和5、6年度）
- ※ アからカまで複写可。
※ すでに入札参加資格審査申請書を提出の場合には不要とする。

提出期限 令和7年10月15日（水）午後5時まで

提出方法 郵送又は持参

② 質問書（様式2）

提出期限 令和7年10月15日（水）午後5時まで

提出方法 電子メール 表題：「(事業者名) プロポーザルに関する質問」

その他 回答は取りまとめて、令和7年10月22日（水）までにすべての参加申込者へ電子メールで返信する。ただし、特有の企画提案に係る質問は、質問者に対してのみに回答する場合がある。

③ 企画提案書（様式3及び任意様式）

- 記載項目
- ア 会社概要
 - イ 英語教育及び外国語指導助手業務についての理解
 - ウ ALTの採用・研修体制
 - エ ALTの労務管理体制
 - オ 教育プログラム、学校・教職員への支援体制
 - カ 危機管理体制
 - キ その他提案事項
 - ク 見積金額

提出期限 令和7年11月 5日（水）午後5時まで

提出方法 郵送又は持参

④ 見積書（任意様式）

消費税込みの金額を記載すること。（3年分）

提出期限 令和7年11月 5日（水）午後5時まで

提出方法 郵送又は持参

(2) 提出部数

「参加表明書兼誓約書」…原本1部

「企画提案書」…5部

「見積書」…原本1部

(3) 提出先

本書の末に示す「資料提出及び問い合わせ先」

7. プレゼンテーション予定日時及び場所等

(1) 予定日時

令和7年11月12日(水) 午後1時00分から

(2) 予定場所

佐伯庁舎 2階 会議室(控室 町民室)

(3) 内容

① 各業者準備(機材設置含む)5分、プレゼンテーション25分、質疑応答10分。

② プレゼンテーションは提案書の受付順に行う。

③ 準備物

提案説明に必要な資機材は各自で準備をすること。ただし、プロジェクター、スクリーン、電源ドラム、ホワイトボードは町で準備をする。

8. 評価基準・方法

(1) 評価基準

評価項目	評価基準	配点
会社概要	・業務遂行にふさわしい方針であるか ・信頼できる業務実績があるか	10点
ALTの採用体制	・採用条件、採用方法は適切か	15点
ALTの研修体制	・資質向上のための研修体制が整っているか	20点
ALTの労務管理体制	・ALTの管理体制、労務管理は適切か	15点
教育プログラム、学校・教職員への支援体制	・教育プログラムや教職員への支援体制が充実しているか	20点
危機管理体制	・欠員、トラブル、緊急時の連絡や対応体制は適切か	10点
見積金額	・金額が提案内容に対して妥当であるか	10点
合計		100点

(2) 評価方法

① 評価委員会において、競争性・透明性の確保を十分に配慮しながら、企画提案内容等を評価・採点し、審議の上選定する。

② 評価基準表の「会社概要」「見積金額」に対する評価は、提出書類によりプレゼンテーション前に事務局が行う。プレゼンテーションでは、指定項目以外の項目について説明すること。

③ 評価委員は、提案書及び提案者によるプレゼンテーションをもとに提案の評価を行い、事務局がそれを集計する。

(3) 評価委員会

副町長、教育長、総務部長、教育次長、学校教育課長の5名で構成する。

9. 業者の決定

選定後、結果は速やかに参加者全員に令和7年11月19日(水)までに文書にて通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては認めない。

10. その他

- (1) 企画提案に関するすべての費用は、参加申請業者の負担とする。
- (2) 企画提案に関する資料は返却しない。
- (3) 提出書類を受理した後、内容の追加及び修正は認めない。
- (4) 提出書類は、目的以外には使用しない。
- (5) 提案内容に虚偽があった場合は、参加申請を無効とする。
- (6) 和気町歳入歳出予算の決定に際し、当事業に係る予算額に変更があった場合は、当事業の中止を含む変更を行う場合がある。

11. 書類提出及び問い合わせ先

和気町教育委員会 学校教育課（担当者：盛）

住 所：〒709-0511 岡山県和気郡和気町矢田305

電 話：0869-88-1115

FAX：0869-88-1506

E-mail：gakkokyoiku@town.wake.lg.jp